

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規定 (医療法人 SAKURA 志布志中央クリニック)

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人 SAKURA が開設する志布志中央クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にあり、かかりつけ医師（以下「主治医」という。）が指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを必要と認めた高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人 SAKURA 志布志中央クリニック（愛称：なのはな）
- ② 所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志 1290 番地 1
- ③ 電話 099-472-3100 (代), 099-472-6622 (直通)
FAX 099-472-3161 (代), 099-472-3816 (直通)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務 医師）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名（常勤兼務 管理者と兼務）
看護職若しくは介護職 4名以上
理学療法士又は、作業療法士 0.4名以上
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日を除く。
又風水害による特別の休み等は、利用者様並びに各居宅介護支援事業所まで連絡する。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後5時00分までとする。
- ④ 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、40名とする。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その一割の額とする。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 運動機能向上訓練
- ④ 物理療法
- ⑤ 日常生活機能訓練 (食事動作、入浴動作などを含む)
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ マッサージ
- ⑧ 食事の提供
- ⑨ 入浴の提供
- ⑩ その他、医師の指示による個別リハビリテーション又は、短期集中個別リハビリテーション
- ⑪ 利用者及びその家族による、日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言

2 食費は、400円を徴収する。

3 おむつ代は、実費を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

5 前各項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用者は、事業所の定める期日までに利用料などを現金又は指定の金融機関口座振り込み等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、志布志市、鹿屋市、串間市、大崎町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの提供を受けようとする利用者は、医師の診断や日常生活上の留意点などをサービスの利用の際にその旨を申し出ること。体調の異常や異変がある時は必ず申し出ること。

(緊急時における対応法)

第10条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、日常的に具体的な対応方法を樹立するとともに、災害時には避難等の指揮をとる。

- ① 消火、通報及び避難の訓練（年1回）
- ② 消防設備、施設等の点検及び管理
- ③ 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上の必要な業務

2 事業所の立地環境等において想定される災害毎に個別に計画を策定し、計画内容を事業所に掲示するとともに、地域との連携を図るものとする。

3 事業所は、前項の具体的計画に関する概要を当該事業所において利用者及び従業員に見やすいように掲示する。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第13条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。また既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿った通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。

2 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成、変更にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

3 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。

4 通所リハビリテーション職員は、それぞれの利用者について、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

5 利用者に対し、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(衛生管理及び通所リハビリテーション従業者等の健康管理)

第14条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションで利用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

3 利用者の求めに応じてサービス計画・記録を開示するものとする。

4 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第16条 本事業者及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 本事業者は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員で亡くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

(記録の整備)

第17条 この事業を行うために、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日(契約満了日)から2年間保存するものとする。①『通所リハビリテーション計画』及び②『具体的なサービスの記録』は〈鹿児島県の条例〉により5年間保存する。また、介護報酬算定に必要とされる報酬関係の記録についても、公法上の消滅時効が5年であるため記録の保存は5年以上とする。
 - ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画書
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - ⑥ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録

(苦情処理)

第18条 本事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、該当苦情内容の記録整備等、その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善措置を講じるものとする。
- 3 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を昭和町村に報告する。
- 4 提供した指定通所リハビリテーションの予備介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善措置を講じる。
- 5 国民健康保険団体連合会からの求めにあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(身体拘束その他の行動制限)

第19条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

- 2 利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。
- 3 身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合は、事前又は事後速やかに、利用者の家族に対し、利用者に行う行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。

- 4 利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第17条2項⑥の記録に次の事項を記載するものとする。
- ① 利用者に対する行動制限を決定したものの氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - ② 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - ③ 前項に基づく利用者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(虐待防止)

第20条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者に対する虐待の防止及び権利の擁護に努める。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、看護・介護・OT、PT等職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修 随時

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 SAKURA と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、指定日より施行する。

平成16年 4月21日改定

平成16年 8月 1日改定

平成16年11月 1日改定

平成19年 2月 1日改定

平成24年11月 1日改定

平成25年 8月12日改定

平成27年 4月 1日改定